

申請手続きに必要な書類について

富士市公共下水道事業下水道排水設備指定工事店規程(以下「規程」という。)第4条で規定する下水道排水設備指定工事店申請書(第1号様式)に同条各号で定める書類及びその他の書類を添付して提出してください。

必要書類が全て揃っていない場合には受付できません。

受付後に審査を開始しますが、当該審査で不備が判明した際には補正等を求めることがあります。

必要書類とその注意事項は以下のとおりです。なお、必要書類の様式については、富士市ウェブサイトからダウンロードしてください。

※富士市ウェブサイト(<http://fujishi.jp>)

トップページ > くらし・手続 > 上下水道 > 事業者向け >

下水道排水設備指定工事店の指定申請手続き

必要書類とその注意事項

- ・コピーを添付する場合は、文字、写真等が明瞭に判別できるものにしてください。

1 下水道排水設備指定工事店申請書(第1号様式)

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

2 個人事業主の場合(規程第4条第1号)

(1) 住民票記載事項証明書

- ・住民票の写し(※コピーのことではない。)でも可
- ・交付されてから3か月以内のもの
- ・各市町で取得

(2) 経歴書

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

(3) 身分証明書

- ・交付されてから3か月以内のもの
- ・各市町で取得

(4) 登記されていないことの証明書(成年後見登記)

- ・交付されてから3か月以内のもの
- ・法務局で取得

法人の場合(同条第2号)

(1) 登記事項証明書(商業登記簿謄本)

- ・履歴事項全部証明書
- ・交付されてから3か月以内のもの
- ・法務局で取得

(2) 定款の写し

- ・ 原本と相違ないことの証明が必要

(3) 代表者の住民票記載事項証明書

- ・ 住民票の写し(※コピーのことではない。)でも可
- ・ 交付されてから3か月以内のもの
- ・ 各市町で取得

(4) 代表者の経歴書

- ・ 所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

(5) 代表者の身分証明書

- ・ 交付されてから3か月以内のもの
- ・ 各市町で取得

(6) 代表者の登記されていないことの証明書(成年後見登記)

- ・ 交付されてから3か月以内のもの
- ・ 法務局で取得

3 市町村税の完納を証する書類(同条第3号)

- ・ 完納証明書又は滞納がないことの証明書
- ・ 交付されてから3か月以内のもの
- ・ 各市町で取得

※**納税証明書は不可**。ただし、滞納がないことを証明する旨の記載があるものを除く。

各市町のウェブサイト等での周知がされていない場合でも、窓口で申し出ることにより取得することができます。

※証明が発行されない場合はご相談ください。

4 選任責任技術者(規程第2条第2号で規定する者をいう。以下同じ。)名簿及び雇用関係を証する書類(規程第4条第4号)

(1) 選任責任技術者名簿(第2号様式)

- ・ 所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

(2) 選任する責任技術者の雇用関係を証する書類

- ・ 次のうちのいずれかひとつ
 - ア 健康保険被保険者証の写し
 - イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険料領収書の写し
 - ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

5 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し(同条第5号)

- ・ **顔写真、文字等が判別できないコピーは不可**

6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類(同条第6号)

(1) 設備及び機器の所有状況一覧表

- ・ 所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)
- ・ 運搬用車両、掘削用機器、測量用機器、保安用機器、管工具等の種別ごとに記載してください。
- ・ レンタル機器については摘要欄にその旨を記載してください。

(2)設備及び機器の所有状況一覧表記載のものについての写真

- ・各々の写真についてはその名称を記載してください。

7 事業所の平面図及び付近見取図(同条第7号)

- ・事業所の平面図及び付近見取図(第3号様式)

所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

住宅地図等のコピーの貼り付けでも可

事業所と資材置場等が離れている場合には、その所在も示してください。

8 事業所の写真(同条第8号)

- ・事業所全景(事業所の外観がわかるように)、事業所内、資材置場等

9 その他

(1)従業員名簿

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

(2)暴力団等の排除に関する誓約書(規程第3条第2項第4号及び第5号)

- ・所定のもの(富士市ウェブサイトからダウンロード)

- ・暴力団関係企業等であることが判明した場合は指定又は指定の更新を拒否します。

また、指定又は指定の更新をした後に、暴力団関係企業等であることが判明した場合は指定を取り消します。

(3)他市町で下水道排水設備指定工事店として指定を受けている場合には、その指定工事店証の写し